

札幌市住民基本台帳条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市住民基本台帳条例の一部を改正する条例

札幌市住民基本台帳条例(平成17年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第17条に次の1項を加える。
 - 2 次条第1項の規定により支援措置の延長の申出があった場合の支援措置の期間は、前項の規定にかかわらず、延長前の支援措置の期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。
- (2) 第18条第3項中「、第16条第3項及び前条」を「及び第16条第3項」に改める。
- (3) 第21条第1項第1号中「第17条(第18条第3項において準用する場合を含む。)」を「第17条第1項又は第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

配偶者からの暴力による被害者等への住民票の写し等の交付請求等に係る支援措置について、支援措置の延長の申出があった場合の延長後の支援措置期間の起算日を改めるため、本案を提出する。